

令和3年9月大竹市議会定例会（第3回）議案の概要

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
1	認 第 8 号	令和2年度大竹市工業用水道事業会計 決算の認定について (上下水道局)	○年間有収水量 10,430,359^m³ ○収益的収支 ・収入総額 509,530,530円 ・支出総額 404,051,585円 ・差引利益額 105,478,945円 ○資本的収支 ・収入総額 217,300,712円 ・支出総額 595,145,447円 ・差引不足額 377,844,735円 △不足額の補てん財源内訳 ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,814,178円 ・過年度分損益勘定留保資金 150,852,188円 ・当年度分損益勘定留保資金 223,178,369円	上下水道局 長
2	議案第47号	監査委員の選任の同意について (総務部総務課)	監査委員 薬師寺 基夫氏 やくしじ もとお が、令和3年12月11日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
3	議案第48号	公平委員会委員の選任の同意について (総務部総務課)	公平委員会委員 西岡 順子氏 にしおか じゅんこ が、令和3年10月25日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
4	議案第49号	教育委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	教育委員会委員 小城 和之氏 おぎ かずゆき が、令和3年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
5	議案第 50 号	大竹市認定こども園設置条例の制定について (健康福祉部福祉課)	1 制定の理由と内容 大竹市公立保育所等再編における小方地区新施設整備事業として、市役所庁舎敷地内に現在建設中の新施設に、大竹市立立戸保育所となかほま保育所を移転統合し、令和 4 年 4 月 1 日から、新たに大竹市認定こども園として設置することに伴い、本条例を制定するもの。 2 条例の主な内容 〔第 1 条〕 設置 〔第 2 条〕 名称、位置及び類型 〔第 3 条〕 職員 〔第 4 条〕 事業 〔第 5 条〕 定員 〔第 6 条〕 開園時間 〔第 7 条〕 休園日 〔第 8 条〕 入園の資格 〔第 9 条〕 入園の承諾 〔第 10 条〕 入園の制限 〔第 11 条〕 委任 〔附則第 1 項〕 施行期日 〔附則第 2 項〕 準備行為 〔附則第 3 項〕 大竹市保育所設置条例の一部改正 〔附則第 4 項〕 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正 3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日	健康福祉部 長
6	議案第 51 号	大竹市子育て支援センター条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	1 改正の理由及び内容 大竹市公立保育所等再編における小方地区新施設整備事業として、市役所庁舎敷地内に現在建設中の新施設の大竹市子育て支援センターを移転することに伴い、大竹市子育て支援センターの位置を「大竹市立戸一丁目 8 番 5 号」から「大竹市小方一丁目 1 1 番 1 号」に改めるもの。 2 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
7	議案第 52 号	大竹市税条例等の一部改正について (市民生活部市民税務課)	1 改正の理由 地方税法等の一部改正に伴い、大竹市税条例等の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 《第 1 条関係》 (1) 個人の市民税に関する改正 ア 国外居住親族の扶養控除について、原則としてその対象となる扶養親族から 30 歳以上 70 歳未満の国外居住者を除くこととされたことに伴い、令和 6 年度以降の個人住民税の均等割及び所得割の非課税限度額についても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除と同様の取扱いとする。 〔施行期日〕 令和 6 年 1 月 1 日 イ 納税義務者又は生計を同一にする親族が特定の一般用医薬品等を購入した場合に適用される医療費控除の特例について、令和 5 年度分以降において、対象品を見直すとともに適用期間を 5 年延長し、令和 9 年度分までとする。 〔施行期日〕 令和 4 年 1 月 1 日 (2) 固定資産税に関する改正 ア 浸水被害防止及び軽減のため、令和 6 年 3 月 31 日までに市長等の認定を受けて民間事業者等により整備された雨水貯留浸透施設について、課税標準の特例措置が創設されたことに伴い、課税標準を参酌基準どおりの価格の 3 分の 1 とする規定を新設する。 イ 生産性向上特別措置法に代わる中小企業等経営強化法に規定する中小事業者等の先端設備等への課税標準の特例措置について、適用期間を 2 年延長し、令和 5 年 3 月 31 日までとする。 《第 2 条関係》 法人税法における「連結納税制度」の見直しに伴う令和 2 年条例の改正規定について、地方税法の改正による引用条項の整理 3 施行期日 公布の日。ただし、個人の市民税に関する改正は、上記のとおり。	市民生活 部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
8	議案第 53 号	令和 2 年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について (上下水道局)	1 令和 2 年度大竹市水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるもの。 ○未処分利益剰余金の処分 ・未処分利益剰余金の当年度末残高 1 5 8, 5 1 4, 0 9 0 円 ・減債積立金の積立 1, 7 0 0, 0 0 0 円 ・建設改良積立金の積立 1 6, 5 0 0, 0 0 0 円 2 令和 2 年度大竹市水道事業会計決算について、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定に付するもの。 ○年間有収水量 3, 2 5 9, 3 2 9 m³ ○建設改良事業 1 5 4, 4 4 7, 0 4 9 円 (主な事業：白石一丁目地内配水管改良工事 2 9, 5 7 3, 5 0 0 円 岩国大竹道路事業に伴う送配水管・工業用水道管移設 工事(水道事業会計分)(繰越分) 2 1, 6 3 8, 7 5 9 円) ○収益的収支 ・収入総額 5 2 9, 2 7 0, 0 1 4 円 ・支出総額 4 9 6, 2 9 2, 6 7 9 円 ・差引利益額 3 2, 9 7 7, 3 3 5 円 ○資本的収支 ・収入総額 5 8, 9 0 2, 4 5 1 円 ・支出総額 2 0 3, 1 3 8, 7 4 7 円 ・差引不足額 1 4 4, 2 3 6, 2 9 6 円 △不足額の補てん財源内訳 ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 1, 4 2 6, 8 7 7 円 ・過年度分損益勘定留保資金 1 3 2, 8 0 9, 4 1 9 円	上下水道局 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
9	議案第 54 号	令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計 剰余金の処分及び決算の認定について (上下水道局)	1 令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるもの。 ○未処分利益剰余金の処分 ・未処分利益剰余金の当年度末残高 4 5 6, 3 9 6, 9 4 4 円 ・減債積立金の積立 2, 7 0 0, 0 0 0 円 ・建設改良積立金の積立 2 6, 6 0 0, 0 0 0 円 2 令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計決算について、市議会の認定に付するもの。 ○年間総処理水量 7, 3 8 3, 0 7 8 m³ ○建設改良事業 2 7 7, 4 9 6, 0 8 7 円 (主な事業：大竹下水処理場機械電気設備改築更新実施設計業務（繰越） 2 7, 6 8 3, 7 0 0 円 大竹下水処理場共同処理整備基本設計業務 1 5, 5 3 4, 2 0 0 円) ○収益的収支 ・収入総額 9 6 2, 6 7 3, 2 5 7 円 ・支出総額 9 0 9, 5 6 8, 4 9 6 円 ・差引利益額 5 3, 1 0 4, 7 6 1 円 ○資本的収支 ・収入総額 1 7 9, 4 2 0, 3 4 7 円 ・支出総額 4 8 6, 9 3 7, 7 3 9 円 ・差引不足額 3 0 7, 5 1 7, 3 9 2 円 △不足額の補てん財源内訳 ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 4, 7 1 4, 6 4 5 円 ・過年度分損益勘定留保資金 1 2 2, 4 6 6, 1 4 0 円 ・当年度分損益勘定留保資金 1 7 0, 3 3 6, 6 0 7 円	上下水道 局長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
10	議案第 55 号	令和 3 年度大竹市一般会計補正予算 (第 4 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 2 6 4, 1 7 1 千円 (詳細は次頁 2 補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 1 5, 9 1 4, 8 8 8 千円	副市長

2 補正予算の内訳

○歳出

○歳入

(単位：千円)

款	事業名	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	基金管理事業	187,250				
	地域活動促進事業	1,900				
3 民生費	地域福祉担い手育成事業	5,250	15 国庫支出金	重層的支援体制移行事業費国庫補助金	5,250	
	介護施設整備等補助事業	56,028	16 県支出金	地域医療介護総合確保事業補助金	56,028	
	支援対象児童等見守り強化事業	2,330	15 国庫支出金	児童福祉事業対策費等国庫補助金	2,330	
8 土木費	道路・橋りょう新設、改良事業	4,700	22 市債	市道改良事業債	4,200	
	河川・水路改良保全事業	4,050	19 繰入金	地方創生事業基金繰入金	4,050	
9 消防費	消防一般事務	△ 70				
	人材育成事業	△ 142				
	消防団活動推進事業	△ 3,327				
	防災・保安体制整備事業	3,472				
10 教育費	小学校教育振興事業	1,259				
	中学校教育振興事業	2,518				
	青少年育成事業	△ 844	21 諸収入	中学生交歓交流事業参加者負担金	△ 60	
	スポーツ振興事業	△ 5,203	19 繰入金	教育環境充実基金繰入金	△ 5,039	
			21 諸収入	スポーツ教室参加料	△ 6	
11 災害復旧費	農地災害復旧事業	5,000				
			19 繰入金	財政調整基金繰入金	5,768	対応する 歳入のない歳出に 充当
			20 繰越金	前年度繰越金	4,400	
			21 諸収入	ボートレース事業収入	187,250	
歳 出 合 計		264,171	歳 入 合 計			264,171

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
11	議案第 56 号	令和 3 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 10,897 千円 ○予算総額 2,630,778 千円 【補正予算の内容】 （歳入） ・前年度繰越金 10,897 千円 （歳出） ・国庫補助金等返還金 10,897 千円	副 市 長
12	議案第 57 号	令和 3 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号） （上下水道局）	1 業務の予定量の補正 単独整備事業 99,500 千円を 単独整備事業 119,500 千円に改める。 2 資本的収入の予定額の補正 ○補正予定額 20,000 千円 ○予算総額 1,202,032 千円 【内訳】 資本的収入 企業債 15,400 千円 負担金 4,600 千円 3 資本的支出の予定額の補正 ○補正予定額 20,000 千円 ○予算総額 1,093,316 千円 【内訳】 資本的支出 建設改良費 20,000 千円 4 企業債の補正 公共下水道事業 限度額 400,100 千円を 公共下水道事業 限度額 415,500 千円に改める。	上下水道 局 長